

第15期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題について（案）

1. 教育の情報化の推進等

(1) 「知的財産推進計画2015」における記述

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(教育の情報化の推進)

- ・デジタル化した教材の円滑な利活用やオンデマンド講座等のインターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (文部科学省)
- ・デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度の在り方について、2016年度までに導入に向けた検討を行い結論を得て、必要な措置を講ずる。当該検討を踏まえつつ、関連する著作権制度等の在り方についても併せて検討を行い、速やかに結論を得る。(短期・中期) (文部科学省)

(2) 本課題に関する現状等

教育の情報化の推進については、昨年度の小委員会において、本課題を検討課題として提示したところ、教育現場における具体的なニーズを調査し、論点整理したうえで検討すべきとの意見が示された。これを受け、文化庁では、昨年度、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について委託調査研究を実施し、報告書を取りまとめたところ。本調査結果等を踏まえ、今年度の小委員会においてICT活用教育の推進方策について審議を行うことが求められる。

なお、デジタル教科書・教材の位置付けに関しては、文部科学省にて、「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議」を設置し、平成27年5月より議論を開始した。同会議では、教科書の基本的な在り方や、いわゆる「デジタル教科書」の教育効果及びそれを踏まえた教科書検定制度との関係など制度的な位置付けや費用負担の在り方等について、検討することとしており、平成28年中に結論を得るべく、今後議論を進める予定。

本小委員会においても、デジタル教科書等の学校教育制度上の位置付け等に関する同会議の検討結果を踏まえつつ、関連する著作権制度の在り方について、検討することが求められる。

2. 盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）についての対応

平成25年6月，視覚障害者等のための著作権の権利制限及び例外について規定した「盲人，視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」（以下，「マラケシュ条約」という。）が採択された。本条約締結に向け，必要な検討を行う。

（1）本課題に関する現状等

マラケシュ条約への対応については，昨年度より本小委員会において検討がなされているところ。昨年度は，障害者団体及び権利者団体から意見を聴取し，制度整備の在り方について所要の検討を行った。

昨年度の小委員会において，障害者団体から，マラケシュ条約の締結に必要な手当の他，視覚障害・聴覚障害等に係る多岐にわたる要望（※）が寄せられた一方，権利者団体からは，マラケシュ条約の締結に必要な手当については前向きな反応があったものの，その他の要望事項については，反対若しくは慎重な立場が示された。

また，障害者団体からは，マラケシュ条約の締結のために必要な最低限度の法改正だけを先行するのではなく，障害者の情報アクセスの充実の観点から，その他の要望事項についても併せて所要の措置を講じてほしいとの意向が示された。

これらのことを踏まえ，昨年度の小委員会において，まずは関係者間で意見調整を行った上で本小委員会での審議を行うこととする方針が示されたことから，現在，意見集約に向けて関係方面と調整を行っているところ。

※ 障害者団体からの要望事項

- ・法第37条第3項で複製等を行える主体の拡大（現行法上，長官の個別指定を経ないと主体となり得ないものの一部について，個別指定を経ずに主体となるようにすること。）
- ・著作権法（以下「法」という。）第37条第3項で権利制限の対象となる支分権の拡大（現行法上，複製権等に限定されている支分権の範囲を，一部の放送等にまで拡大すること。）
- ・法第37条の2で権利制限の対象となる支分権の拡大（現行法上，複製権等に限定されている支分権の範囲を，一部の放送等にまで拡大すること。）
- ・災害時に対応した権利制限規定の導入

3. 著作物等のアーカイブ化の促進

(1) 「知的財産推進計画2015」における記述

6. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

<<アーカイブ利活用に資する基盤整備>>

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、アーカイブ化のための複製が認められる施設の範囲の拡大や解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- ・孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託の見直しや裁定を受けた著作物の再利用手続の簡素化等について検討し、法改正が必要な事項については次期通常国会への法案提出も視野に検討し、法改正を必要としない事項に関しては本年度内に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)

(2) 本課題に関する現状等

著作物等のアーカイブ化の促進に係る課題については、昨年度本小委員会において検討を行い、法解釈の明確化を行うとともに、所要の制度改正につき一定の方向性が示されたところ(※)。

現行法制度の解釈の明確化により解決を図った課題については、随時、文化庁や関係機関の実施する講習会や関係機関の広報誌等において、明確化の内容を周知している。また、制度的な解決の方向性が示された課題については、現在、関係団体等の意見を聴取し、具体的制度の在り方について検討を行っている。なお、課題の一つとして挙げられた著作権法第31条の「図書館等」の範囲の拡充については、本年6月22日付で著作権法施行令第1条の3第1項第6号に基づく指定を行ったところ。これにより、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であって、営利を目的としない法人により設置されたものが「図書館等」に含まれることとなった。

また、昨年度、本小委員会において、権利処理の円滑化のための措置を講ずることの必要性が議論され、その一つとして著作物等の権利情報の集約化が挙げられた。これを受け、今年度、文化庁において、著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究を行う予定である。

※

(法解釈の明確化)

- ・アーカイブ機関における所蔵資料の保存のための複製（法第31条第1項第2号）
- ・国立国会図書館の行う図書館送信サービスによる，国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料の他の図書館等への送信（法第31条）

(所要の制度改正)

- ・保存のための複製が認められる主体の範囲の拡充
- ・美術の著作物等の解説，紹介のための電子端末での利用
- ・美術の著作物の紹介等のためのサムネイルのインターネット上での提供
- ・裁定制度の見直し（補償の支払時期関係，第三者による権利者不明著作物等の利用関係）

4. その他

(1) 「知的財産推進計画2015」における記述

5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の検討)

- ・インターネット時代の新規ビジネスの創出，人工知能や3Dプリンティングの出現などの技術的・社会的変化やニーズを踏まえ，知財の権利保護と活用促進のバランスや国際的な動向を考慮しつつ，柔軟性の高い権利制限規定や円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討する。(短期・中期)(内閣官房，文部科学省，関係府省)

(2) 本課題に関する現状等

文化審議会著作権分科会においては，これまでも新しい時代に対応した制度等の在り方について具体的なニーズをもとに制度の在り方を随時検討してきた。

例えば，「柔軟性の高い権利制限規定」については，平成23年1月の著作権分科会報告書において，権利制限の一般規定を導入することが適当であるとの結論が得られ，これを踏まえた形で平成24年に著作権法の一部改正が行われたところ。

また，昨年度の文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会においては，「クラウドサービス等と著作権」について検討する中で，私的使用目的の複製を支援するサービスやクラウド上の情報活用サービス等，様々なサービスについて検討を行い，ライセンス契約によるサービスの発展を図るため，権利の集中管理による契約の促進が提言されたところ。

これらの検討経緯を踏まえつつ，デジタル・ネットワークの発達に伴う新たなニーズの把握を行う等，著作権制度等の在り方の検討を引き続き進めることが必要。